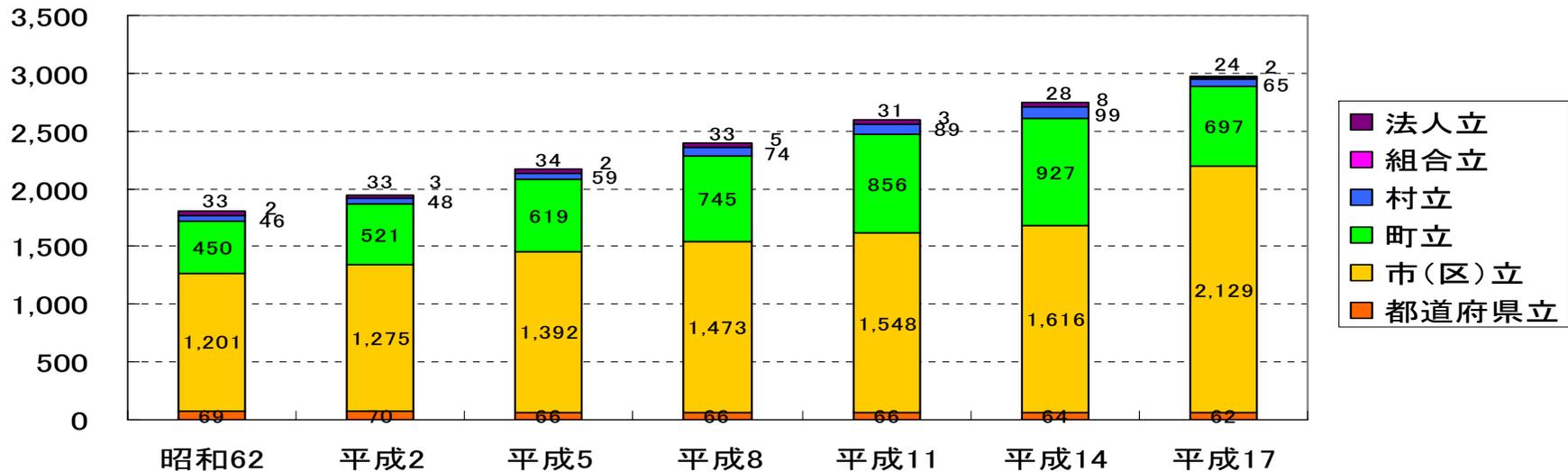


図書館法制の検討に当たっての 関連資料

図書館数

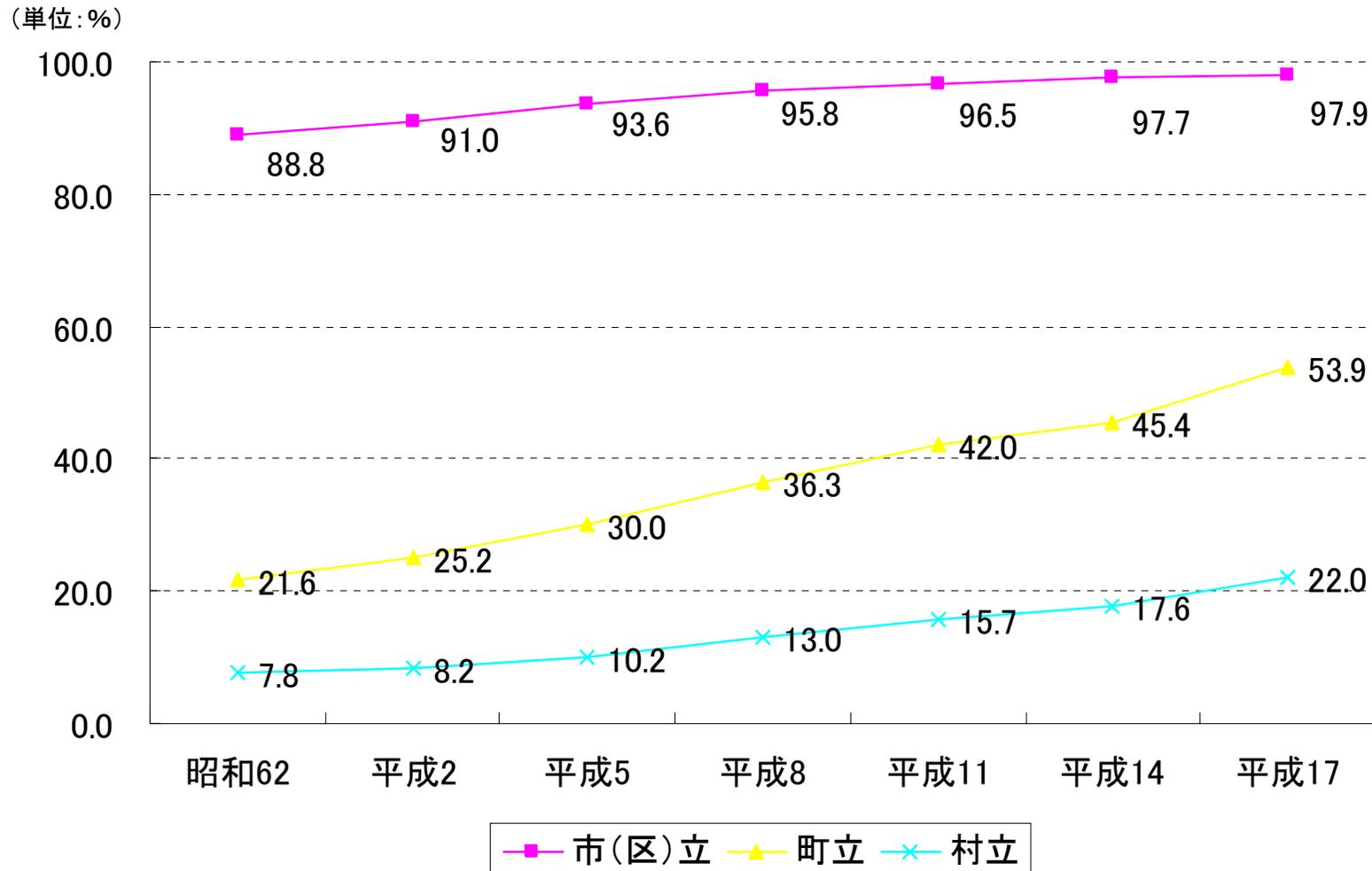
図書館数は、年々増加しており、平成17年度には約3,000館となっている。



| | 昭和62 | 平成2 | 平成5 | 平成8 | 平成11 | 平成14 | 平成17 | (単位:館) |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 都道府県立 | 69 | 70 | 66 | 66 | 66 | 64 | 62 | |
| 市(区)立 | 1,201 | 1,275 | 1,392 | 1,473 | 1,548 | 1,616 | 2,129 | |
| 町立 | 450 | 521 | 619 | 745 | 856 | 927 | 697 | |
| 村立 | 46 | 48 | 59 | 74 | 89 | 99 | 65 | |
| 組合立 | 2 | 3 | 2 | 5 | 3 | 8 | 2 | |
| 法人立 | 33 | 33 | 34 | 33 | 31 | 28 | 24 | |
| 合計 | 1,801 | 1,950 | 2,172 | 2,396 | 2,593 | 2,742 | 2,979 | |
| (公立図書館数) | (1,768) | (1,917) | (2,138) | (2,363) | (2,562) | (2,714) | (2,955) | |

図書館の設置率

市(区)では、ほぼ全ての地方公共団体に設置されているが、町立では約5割、村立では約2割にとどまっている。



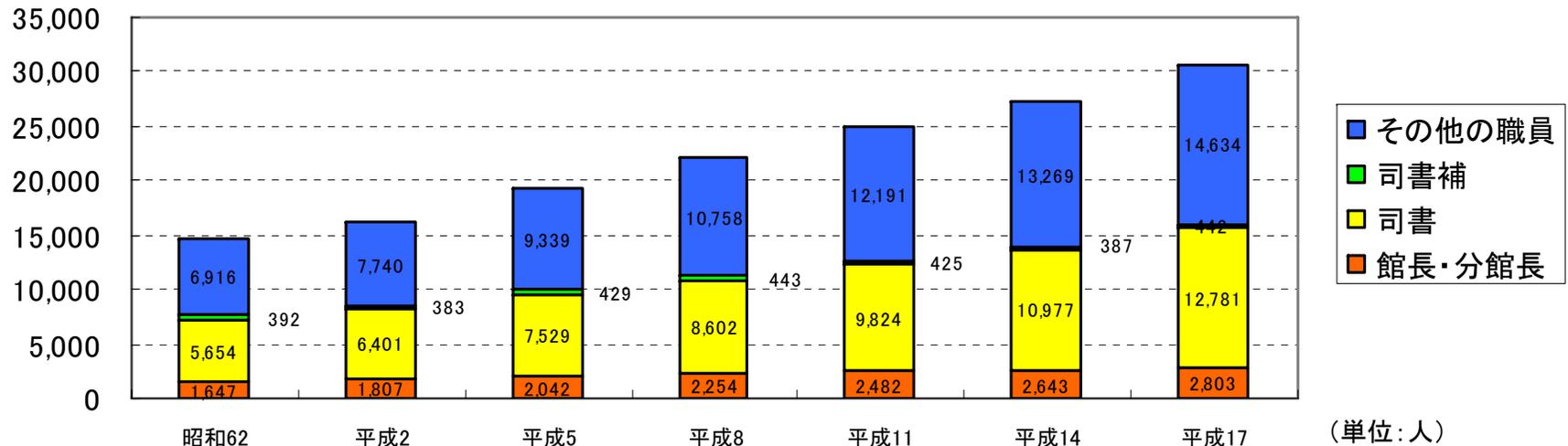
G7各国の状況

我が国の人口10万人当たりの図書館数は約2.3館で、G7各国の中で最下位である。

| 国名 | 調査年 | 人口(万人) | 図書館数 | 10万人当図書館数 | 年間貸出点数(万点) | 人口当貸出数(点) |
|------------|------|--------|--------|--------------|------------|-------------|
| ドイツ | 1998 | 8,209 | 12,134 | 14.78 | 32,456 | 3.95 |
| カナダ | 1995 | 3,049 | 3,672 | 12.04 | 20,320 | 6.66 |
| イギリス | 1998 | 5,874 | 4,630 | 7.88 | 57,339 | 9.76 |
| アメリカ合衆国 | 1995 | 27,620 | 15,946 | 5.77 | 169,342 | 6.13 |
| フランス | 1997 | 5,890 | 2,577 | 4.38 | 8,556 | 1.45 |
| イタリア | 1997 | 5,730 | 2,155 | 3.76 | 25,796 | 4.50 |
| 日本 | 2005 | 12,682 | 2,931 | 2.31 | 61,684 | 4.86 |
| (参考)フィンランド | 1999 | 517 | 1,151 | 22.26 | 9,927 | 19.2 |

図書館の職員数

- 図書館の職員数は、平成17年度には約31,000人となっており、1館当たり平均約10.3人。
- 専門的職員である司書は、1館当たり平均約4.3人のみの配置。また、専任職員は減少傾向にある。

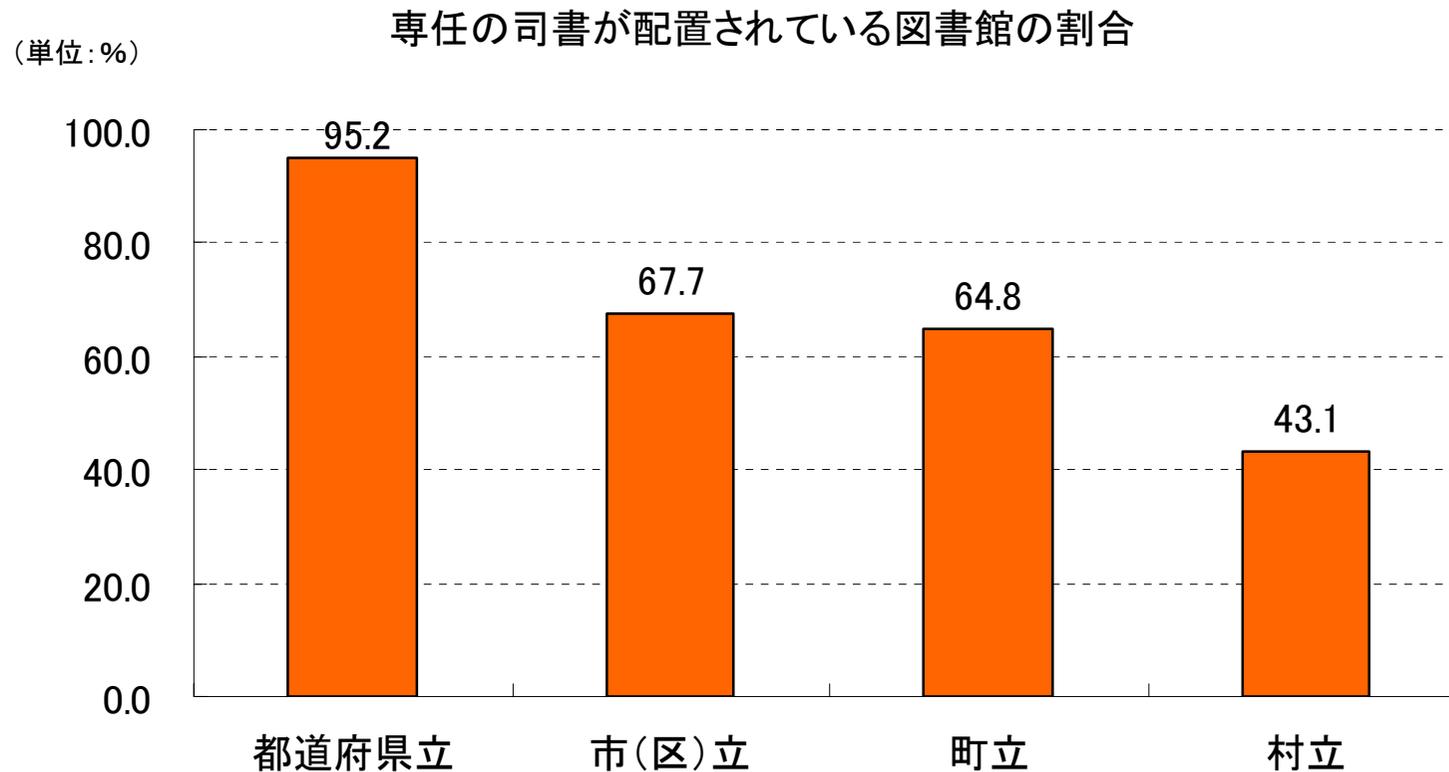


| | 昭和62 | 平成2 | 平成5 | 平成8 | 平成11 | 平成14 | 平成17 |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 館長・分館長 (うち専任職員数) | 1,647 (949) | 1,807 (1,050) | 2,042 (1,188) | 2,254 (1,278) | 2,482 (1,380) | 2,643 (1,417) | 2,803 (1,434) |
| 司書 (うち専任職員数) | 5,654 (5,237) | 6,401 (5,773) | 7,529 (6,528) | 8,602 (7,058) | 9,824 (7,386) | 10,977 (7,317) | 12,781 (6,957) |
| 司書補 (うち専任職員数) | 392 (359) | 383 (345) | 429 (364) | 443 (370) | 425 (313) | 387 (253) | 442 (237) |
| その他の職員 (うち専任職員数) | 6,916 (5,458) | 7,740 (5,929) | 9,339 (6,364) | 10,758 (7,048) | 12,191 (7,106) | 13,269 (7,303) | 14,634 (6,654) |
| 合計 (うち専任職員数) | 14,609 (12,003) | 16,331 (13,097) | 19,339 (14,444) | 22,057 (15,754) | 24,922 (16,185) | 27,276 (16,290) | 30,660 (15,282) |

出典: 社会教育調査報告書

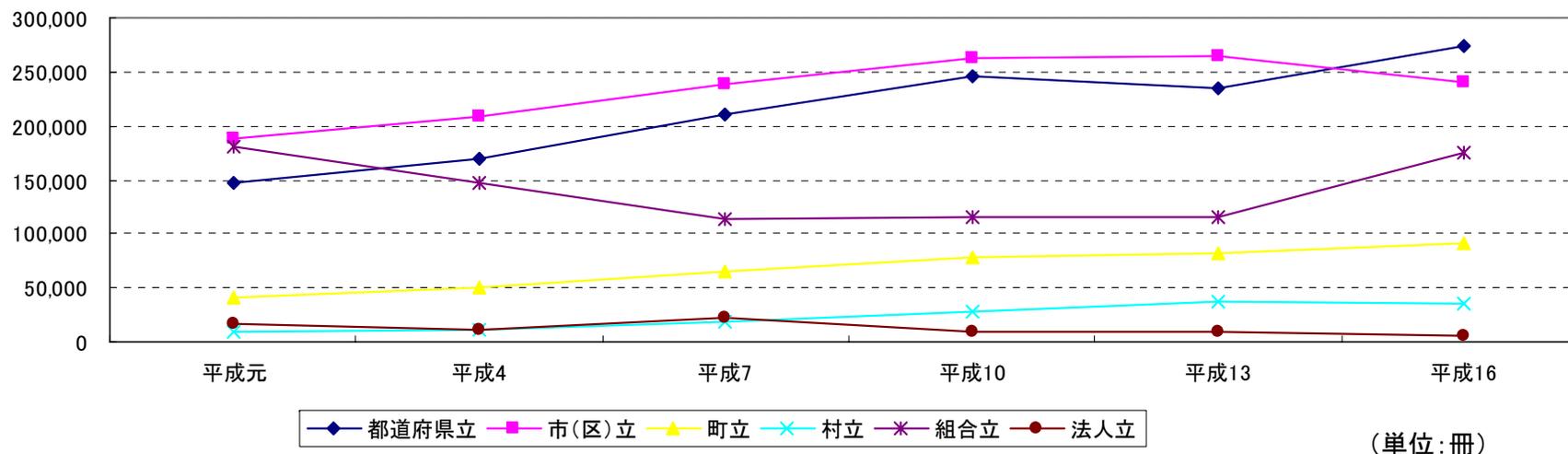
専任の司書の配置率

専任の司書が配置されている図書館(分館も含む。)は、市(区)立、町立では6割台、村立では4割台にとどまる。



図書館1館当たりの貸出冊数

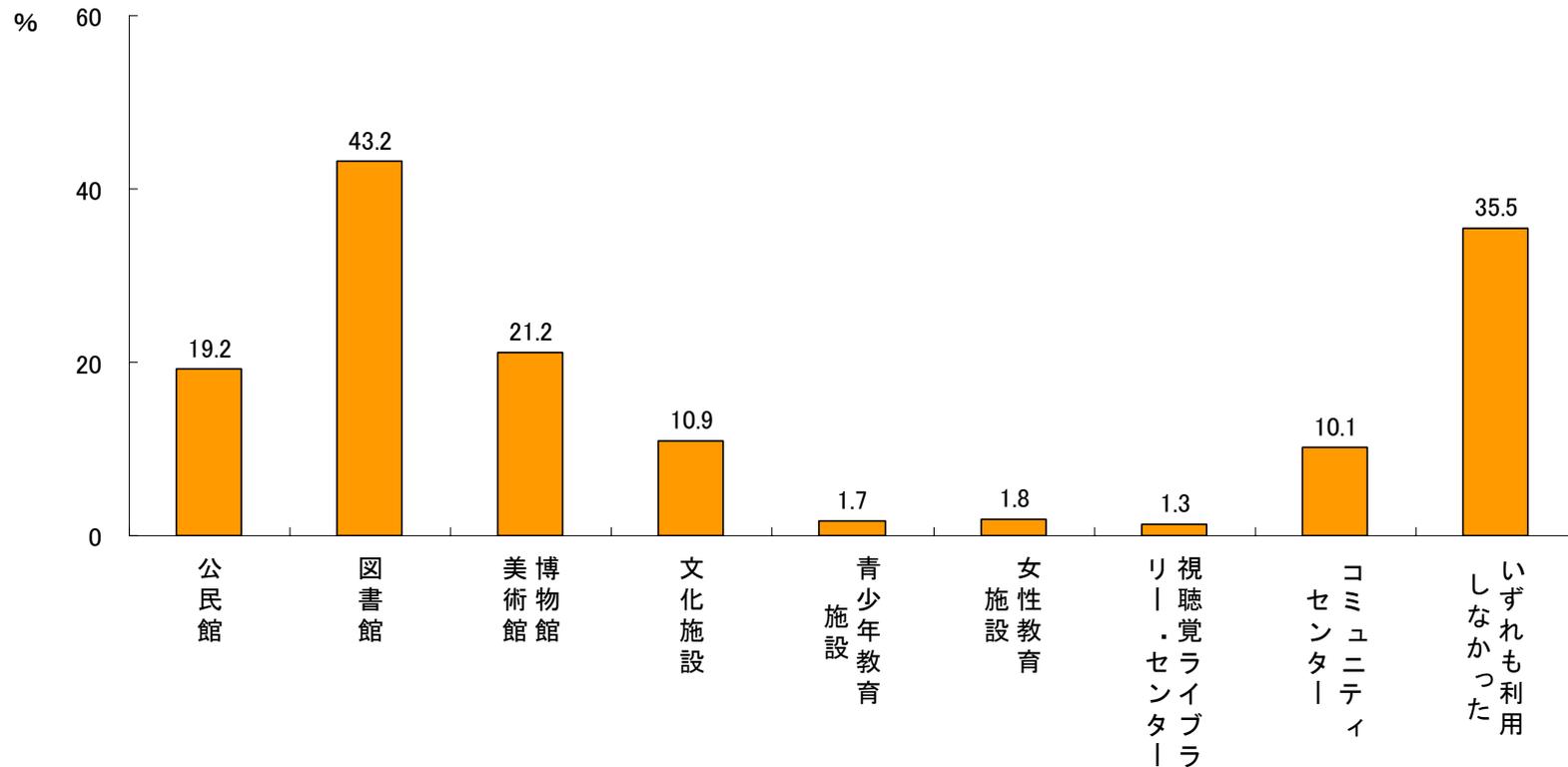
図書館1館当たりの貸出冊数は、全体的に、年々増加傾向となっている。



| | 平成元 | 平成4 | 平成7 | 平成10 | 平成13 | 平成16 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 都道府県立 | 147,453 | 169,310 | 211,028 | 245,957 | 234,286 | 273,988 |
| 市(区)立 | 187,455 | 208,724 | 238,045 | 262,637 | 265,180 | 239,754 |
| 町立 | 41,008 | 50,985 | 65,202 | 78,290 | 82,819 | 91,375 |
| 村立 | 8,422 | 10,757 | 17,885 | 27,539 | 36,397 | 35,414 |
| 組合立 | 181,595 | 146,858 | 113,352 | 116,318 | 116,318 | 174,559 |
| 法人立 | 17,135 | 11,320 | 21,567 | 10,192 | 9,181 | 6,280 |

生涯学習施設等の利用状況

図書館は、他の生涯学習施設と比べて利用率が高い。



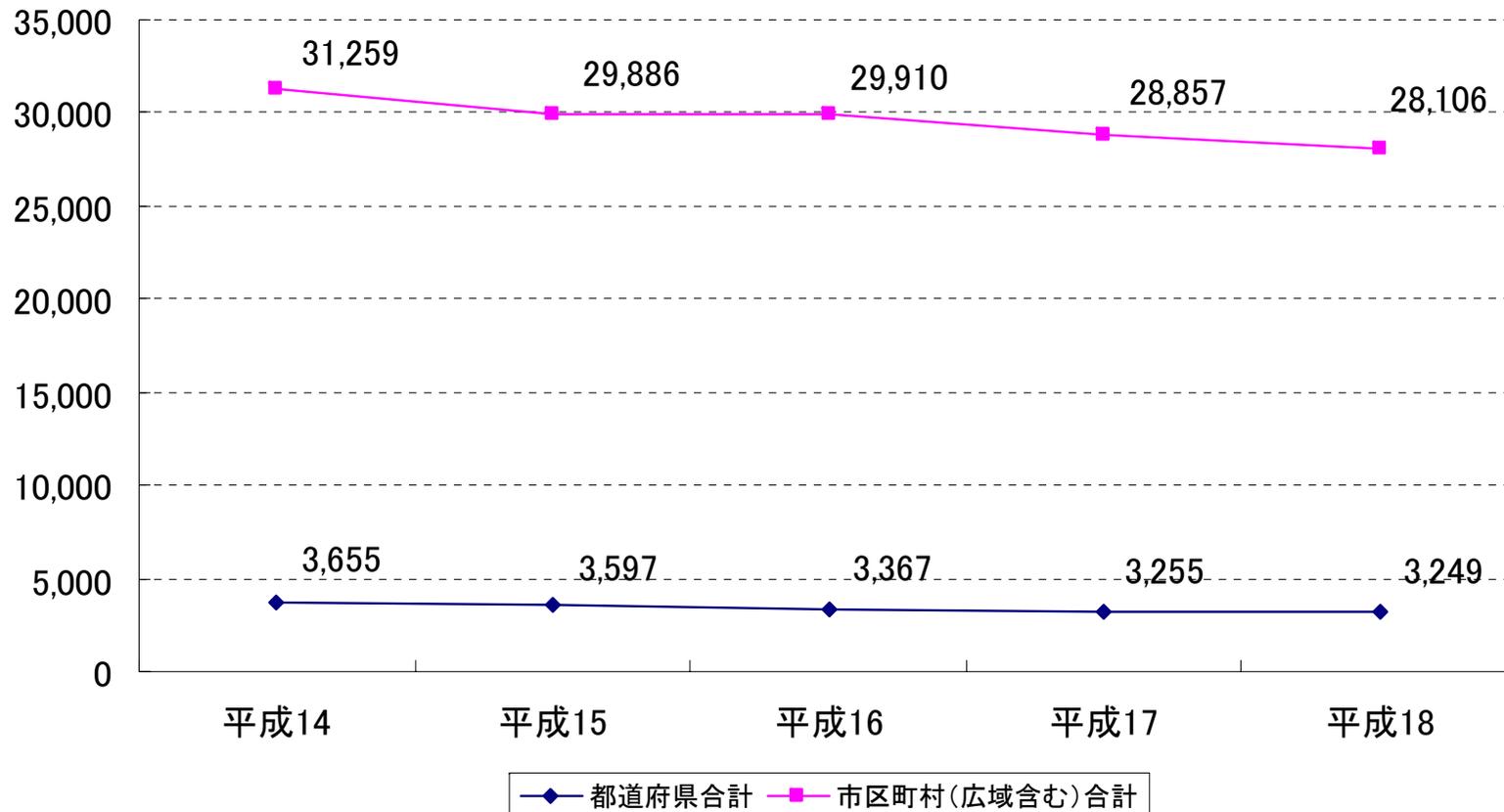
※ 「いずれも利用しなかった」は、上のグラフにある施設のほか、福祉施設や民間のカルチャーセンター、スポーツクラブなども含め、「いずれも利用しなかった」者がサンプルに占める割合

※ 平成17年2月～7月の6か月間の利用状況

図書館資料費予算額

資料費予算額は、年々減少傾向となっており、平成18年度では、都道府県立では総額約32億円、市区町村立では総額約281億円となっている。

(単位:百万円)



図書館における情報化の状況

- 利用者がインターネットに接続できるパソコンを設置している図書館は、都道府県立では約8割、市区町村立では約5割となっている。
- 他の図書館とのオンライン化は、都道府県立では約8割、市区町村立では約6割で整備されている。

○コンピューターの導入状況

(単位:館)

| | 設置館数 | 利用者が利用できる館数 | インターネット接続館数 |
|-------|---------------|---------------|---------------|
| 都道府県立 | 61 (98.4%) | 60 (96.8%) | 49 (79.0%) |
| 市区町村立 | 2,748 (95.0%) | 2,518 (87.0%) | 1,485 (51.3%) |

○オンライン化の状況

(単位:館)

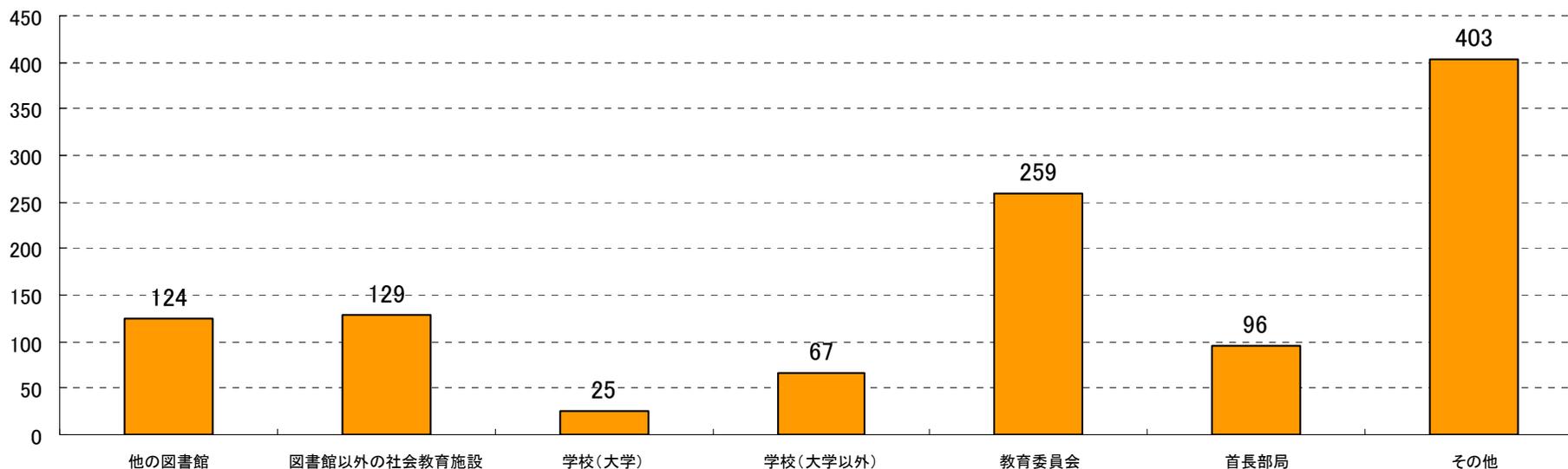
| | オンライン有館数 | 他の図書館とのオンライン化の状況 | |
|-------|--------------|------------------|--------------|
| | | | |
| 都道府県立 | 51(82.3%) | 県立 | 19 (30.6%) |
| | | 市区町村立 | 40 (64.5%) |
| | | その他 | 19 (30.6%) |
| 市区町村立 | 1,627(56.2%) | 県立 | 1,107(38.3%) |
| | | 市区町村立 | 1,058(36.6%) |
| | | その他 | 248 (8.6%) |

出典:平成17
年度社会教育
調査報告書

図書館と関係機関との事業の共催状況

関係機関と共催事業を行った図書館は、約3割にとどまっている。

(単位:館)



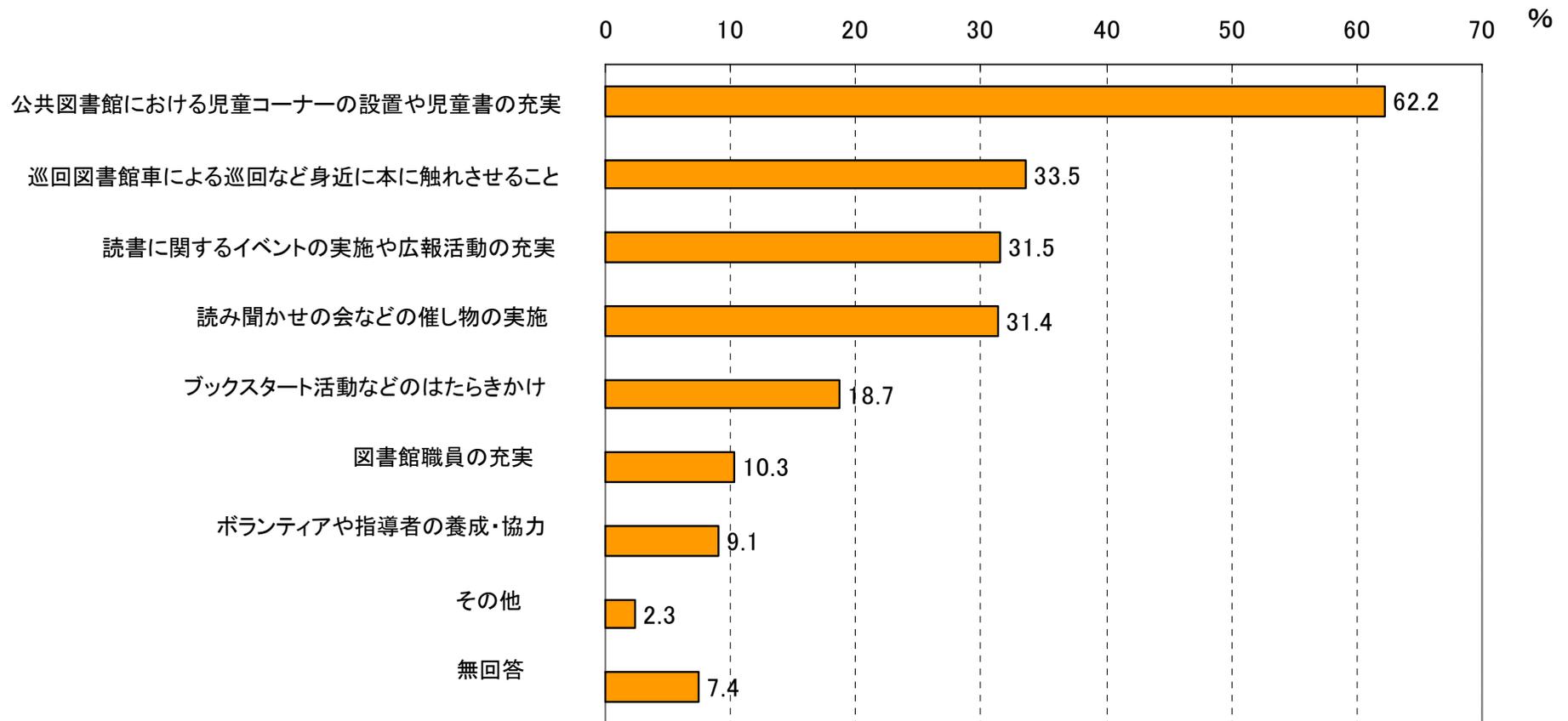
| | 共催事業を行 った図書館数 | 共催相手 | | | | | | |
|---------------|------------------|-------|------------------|--------|--------------|-------|------|------|
| | | 他の図書館 | 図書館以外の 社会教育施設 | 学校(大学) | 学校 (大学以外) | 教育委員会 | 首長部局 | その他 |
| 館数 (2,915) | 816 | 124 | 129 | 25 | 67 | 259 | 96 | 403 |
| % | 28.0 | 4.3 | 4.4 | 0.9 | 2.3 | 8.9 | 3.3 | 13.8 |

※図書館が、読書会・研究会、鑑賞会・映写会、資料展示会を共催で実施した共催相手の状況

出典:平成17年度社会教育調査

子どもの読書活動を推進するために必要な地域での活動(保護者への意識調査)

図書館における児童サービスの充実や、読書に関するイベント・広報活動の充実に対する期待が高い。



出典: 文部科学省委託「親と子の読書活動等に関する調査」(平成17年(財)日本経済研究所)

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）の概要（公立図書館関係）

目的:子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資すること。

基本理念:読書活動は、子どもの健やかな成長に不可欠なものであることにかんがみ、すべての子どもが機会・場所を問わず、自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならないものとする。

地方公共団体の責務:国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定し、実施すること。

関係機関等の連携強化:国・地方公共団体は学校、図書館、民間団体等との連携強化その他必要な体制整備に努めること。

財政上の措置等:国・地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めること。

文字・活字文化振興法(平成17年法律第91号)の概要(公立図書館関係)

目的:我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与すること。

基本理念:すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要件にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備すること。

地方公共団体の責務:国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

関係機関との連携強化:国及び地方公共団体は、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

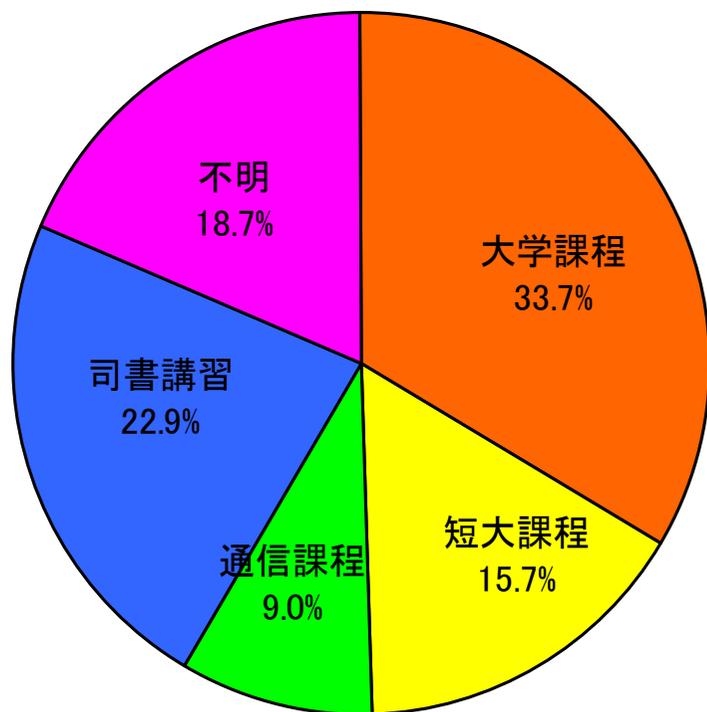
地域における文字・活字文化の振興:

- ①市町村は、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。
- ②国及び地方公共団体は、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- ③国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

財政上の措置等:国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

司書の資格取得方法

図書館の正職員の司書資格取得の方法は、大学(大学、短大、通信)における課程で取得した者が約6割となっている。



| | 全体 | 大学課程 | 短大課程 | 通信課程 | 司書講習 | 不明 |
|----|-------|-------|------|------|-------|-------|
| 人数 | 5,792 | 1,952 | 911 | 519 | 1,329 | 1,081 |
| % | 100.0 | 33.7 | 15.7 | 9.0 | 22.9 | 18.7 |

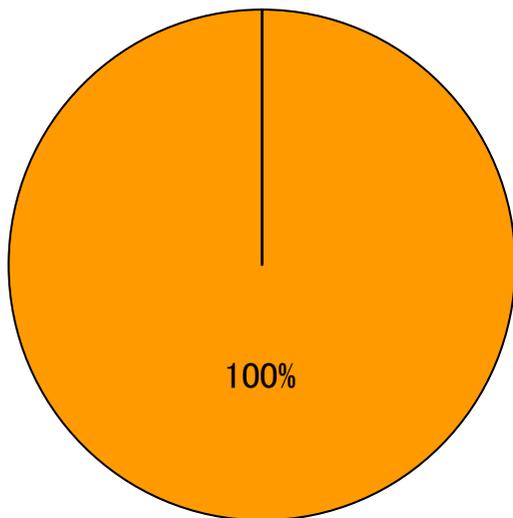
※都道府県・市区町村の中央館の正職員を対象とした調査

出典：図書館及び図書館司書の実態に関する調査研究報告書(平成15年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

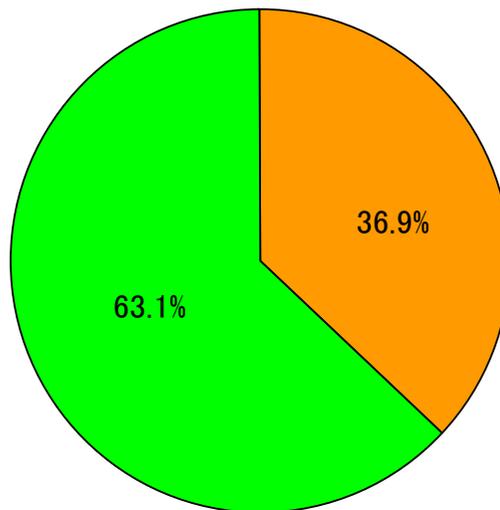
図書館職員の研修の実施状況(H17)

図書館職員の研修は、市区では約6割、町村では約9割で行われていない。

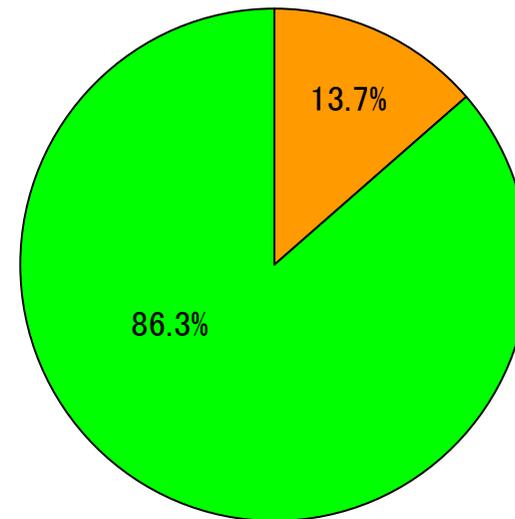
都道府県(47)



市区(772)



町村(525)



■ 実施している ■ 実施していない

出典: 公立図書館における図書館職員の研修に関する実態調査報告書

平成19年3月 (全国公共図書館協議会)

地域の活性化や、地域や住民の課題解決等に資する特色ある取組事例

| 図書館名 | 取組分野 | 概要 |
|--|-----------------|---|
| 静岡市立御幸町図書館 ※「これからの図書館像」 14 ページ | ビジネス支援サー ビス | ビジネス支援サービスとして、起業関連の図 書や新聞切抜の展示、データベースや起業情 報、経営情報等を提供。また、同一ビルに入 居する市の産学交流センターが主催する講座 に資料提供したり、利用者を相互に案内する など連携体制を築いている。 |
| 茨城県つくばみらい市立図 書館 （旧伊奈町立図書館） ※「これからの図書館像」 19 ページ | 地域情報の発信 | 行政やまちづくり、町村合併等に関する資料 を積極的に収集・展示。関連新聞記事を目録 データ化しホームページで公開。展示コー ナーには、ポスターや地図等でディスプレイを 施し、行政資料、図書、雑誌、新聞記事の原 本、パンフレット、チラシ、ビデオ等をわかりや すく展示。 |
| 千葉県横芝光町立図書館 （旧光町立図書館） ※「これからの図書館像」 16 ページ | 図書館のハイブリッ ド化 | ホームページ上で、蔵書検索、予約、リクエス ト、レファレンスサービス等が可能。携帯電話 サービス(検索・予約・貸出延長)も実施。メー ルマガジン(週1回)による新着資料案内や季 節の出来事、ニュース、生活上の話題に対応 した資料紹介。 |

その他、図書館をめぐる最近の動きなど

○千代田図書館の開館（平成19年5月）

東京都千代田区役所新庁舎内に、新しい千代田図書館がオープンした。先進的な検索システムを導入したほか、図書館コンシェルジュを配置し、館内の資料案内のみならず、千代田区神保町古書店街など図書館外の区内情報も提供している。平日は22時まで利用できる。

○矢祭「もったいない図書館」（平成19年1月）

福島県矢祭町で、平成18年7月から全国に本の寄贈を呼びかけ、集まった本で「矢祭もったいない図書館」を設立。開館までに約29万冊の図書が集まった。（現在約43万冊を突破し、これ以上収容できないため、受入を中止）

○図書館の本の被害について（平成18年12月）

各地の図書館で、雑誌などから写真や記事を切り取ったり、専門書に蛍光ペンで線を引くなど、図書を傷つける行為が増加していることが、新聞で紹介された。

○高専生殺害男子学生の実名掲載した新聞を閲覧制限した件（平成18年9月）

高専生が殺害された事件にからみ、複数の公立図書館で、殺人容疑で指名手配され遺体で見つかった男子学生（19才）の実名と顔写真が掲載された新聞を引き上げ、閲覧できないようにした。さらに、翌日の朝刊は、実名部分にシールを貼って閲覧できるようにした。翌々日以降は、各紙がそれぞれの見解を掲載していたことや、容疑者が自殺したこれまでにないケースであることから、通常通り閲覧できるようにした。

○船橋市西図書館蔵書廃棄事件（平成13年8月）

千葉県船橋市西図書館が、平成13年8月に「新しい歴史教科書をつくる会」や関係者の著作である蔵書を廃棄処分したことにに対し、作家ら7人と「新しい歴史教科書をつくる会」が船橋市に計2400万円の損害賠償を求めた。

最高裁第1小法廷は、訴訟を棄却した1審東京地裁と2審の東京高裁の判決を破棄し、損害額の認定のための審理を東京高裁に差し戻した。平成17年11月、東京高裁の差し戻裁判で、控訴人に対して賠償金各3000円を支払う旨の判決があった。